


PCB 廃棄物の保管基準

廃棄物処理法で、PCB廃棄物の保管基準が定められています。

1	周囲に囲いがあること
2	<p>見やすい箇所に次の事項が記載された掲示板を設けること(縦・横それぞれ 60cm以上)</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨 (2) 保管する特別管理産業廃棄物の種類 (3) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> 
3	特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講じること
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
5	他のものが混入するおそれのないように仕切りを設けること等の措置を講ずること
6	容器に入れ密封するなど、PCB の揮発の防止のための必要な措置を講ずること
7	PCB廃棄物が高温にさらされないための必要な措置を講ずること
8	廃棄物の腐食の防止のための必要な措置を講ずること